

犯罪被害給付制度Q&A

Q

故意の犯罪行為による被害であれば、どのような場合でも給付金が支給されるのですか。

A

犯罪による被害でも、次のような場合などには、給付金の全部又は一部が支給されないことがあります。

- 犯罪被害者と加害者との間に、夫婦関係や親子関係などの親族関係があったとき
- 犯罪被害者が犯罪行為を誘発したとき又は容認したとき
- 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織に属していたとき
- 犯罪被害について、犯罪被害者に不注意又は不適切な行為があったとき
- 犯罪被害者と加害者との関係（金銭関係や男女関係のトラブルなど）、その他の事情からみて給付金を支給することが社会常識に照らし適切でないと認められるとき

Q

親族間での犯罪の場合、給付金が支給されるのは、どのような場合ですか。

A

親族間での犯罪であっても、給付金の全部又は一部を支給しないことが社会通念上適切でないと認められる特段の事情があり、当該犯罪行為が①配偶者からの暴力②児童虐待③高齢者虐待④障害者虐待に該当する場合等は、特例として、給付金の全部又は一部が支給される場合があります。

Q

会社員が仕事中に犯罪被害を受けた場合には、労災保険による補償が行われますが、このような場合であっても給付金は支給されるのですか。

A

労働者災害補償保険法（労災保険）その他の法令により公的な支給が行われる場合には、犯罪被害者等給付金の額を上限として調整されます（補償額が犯罪被害者等給付金の額を上回るときは、犯罪被害者等給付金は支給されません。）。

Q

加害者側から損害賠償を受けた場合には、給付金は支給されるのですか。

A

犯罪被害を原因として犯罪被害者又は遺族が損害賠償を受けた場合に、受領した損害賠償の額が給付金の額を上回っているときは支給されません。また、損害賠償の額が給付金の額を下回る場合は、給付金の額から受領した損害賠償の額を差し引いた額を支給することとなります。

なお、示談等により、損害賠償請求権を放棄した場合も、支給されません。

※ 損害賠償を受けたときは、次の事項を記載した書面を都道府県公安委員会に届け出なければなりません。

- 損害賠償を受けた人の氏名、住所及び被害者との続柄
- 損害賠償を受けた年月日
- 損害賠償をした人の氏名、住所、職業及び加害者との関係
- 受領した損害賠償額及びその内訳

Q

交通事故によって被害を受けた場合には、給付金は支給されるのですか。

A

この制度は、故意の犯罪行為による被害を対象としていますので、過失による交通事故の被害には、犯罪被害者等給付金は支給されません。

なお、交通事故の被害には、自動車損害賠償保障法が適用されることとなります。

Q

重傷病給付金の支給対象となる「精神疾患に関し、PTSD等で3日以上労務に服すことができない程度」とは、誰がどのように判断するのですか。

A

申請者の住所地を管轄する都道府県公安委員会が、診断書などの医師の診断結果に基づいて判断を行います。また、必要に応じて医師からの聴取りを行う場合もあります。

Q

障害給付金の対象となる「障害」とは、どの程度の障害をいうのですか。

A

障害の程度は、他の災害補償関係法令の障害等級と同様に第1級から第14級までをいいます。
なお、法令で定められている障害等級については、P7を参照してください。

障害等級

等級	身体上の障害	等級	身体上の障害
第1級	1両眼が失明したもの 2咀嚼(そしゃく)及び言語の機能を廃したもの 3神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 4胸部腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 5両上肢をひじ関節以上で失つたもの 6両上肢の用を全廃したもの 7両下肢をひざ関節以上で失つたもの 8両下肢の用を全廃したもの	第9級	1両眼の視力が0.6以下になつたもの 2一眼の視力が0.06以下になつたもの 3両眼に半盲症、視野狭窄(さく)又は視野変状を残すもの 4両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの 5鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの 6咀嚼(そしゃく)及び言語の機能に障害を残すもの 7両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になつたもの 8一耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができる程度になつたもの 9一耳の聴力を全く失つたもの 10神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの 11胸部腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの 12一手の母指又は母指以外の二の手指を失つたもの 13一手の母指を含み二の手指の用を廃したものの又は母指以外の三の手指の用を廃したもの 14一足の第一の足指を含み二以上の足指を失つたもの 15一足の足指の全部の用を廃したもの 16外貌に相当程度の醜状を残すもの 17生殖器に著しい障害を残すもの
第2級	1一眼が失明し、他眼の視力が0.02以下になつたもの 2両眼の視力が0.02以下になつたもの 3神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、隨時介護を要するもの 4胸部腹部臓器の機能に著しい障害を残し、隨時介護を要するもの 5両上肢を手関節以上で失つたもの 6両下肢を足関節以上で失つたもの	第10級	1一眼の視力が0.1以下になつたもの 2正面視で複視を残すもの 3咀嚼(そしゃく)又は言語の機能に障害を残すもの 4十四歯以上に対し歯科補綴(てつ)を加えたもの 5両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になつたもの 6一耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になつたもの 7一手の母指又は母指以外の二の手指の用を廃したもの 8一下肢をセンチメートル以上短縮したもの 9一足の第一の足指又は他の四の足指を失つたもの 10一上肢の三大関節中の二関節の機能に著しい障害を残すもの 11一下肢の三大関節中の二関節の機能に著しい障害を残すもの
第3級	1一眼が失明し、他眼の視力が0.06以下になつたもの 2咀嚼(そしゃく)又は言語の機能を廃したもの 3神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 4胸部腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 5両手の手指の全部を失つたもの	第11級	1両眼の視力が0.1以下になつたもの 2正面視で複視を残すもの 3咀嚼(そしゃく)又は言語の機能に障害を残すもの 4十四歯以上に対し歯科補綴(てつ)を加えたもの 5両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になつたもの 6一耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になつたもの 7一手の母指又は母指以外の二の手指の用を廃したもの 8一下肢をセンチメートル以上短縮したもの 9一足の第一の足指又は他の四の足指を失つたもの 10一上肢の三大関節中の二関節の機能に著しい障害を残すもの 11一下肢の三大関節中の二関節の機能に著しい障害を残すもの
第4級	1両眼の視力が0.06以下になつたもの 2咀嚼(そしゃく)及び言語の機能に著しい障害を残すもの 3両耳の聴力を全く失つたもの 4一上肢をひじ関節以上で失つたもの 5一下肢をひざ関節以上で失つたもの 6両手の手指の全部を失つたもの 7両足をリスフラン関節以上で失つたもの	第12級	1一眼が失明し、他眼の視力が0.1以下になつたもの 2神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの 3胸部腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの 4一上肢を手関節以上で失つたもの 5一下肢を足関節以上で失つたもの 6一上肢の用を全廃したもの 7一下肢の用を全廃したもの 8両足の足指を全部失つたもの
第5級	1一眼が失明し、他眼の視力が0.1以下になつたもの 2神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの 3胸部腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの 4一上肢を手関節以上で失つたもの 5一下肢を足関節以上で失つたもの 6一上肢の用を全廃したもの 7一下肢の用を全廃したもの 8両足の足指を全部失つたもの	第13級	1両眼の視力が0.1以下になつたもの 2両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの 3一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの 4十齒以上に対し歯科補綴(てつ)を加えたもの 5両耳の聴力がメートル以上の距離では小声を解することができない程度になつたもの 6一耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になつたもの 7脊(せき)柱に変形を残すもの 8一手の示指・中指又は環指を失つたもの 9一足の第一の足指を含み二以上の足指の用を廃したもの 10胸部腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの
第6級	1両眼の視力が0.1以下になつたもの 2咀嚼(そしゃく)又は言語の機能に著しい障害を残すもの 3両耳の聴力を耳に接しなければ大声を解することができない程度になつたもの 4一眼の聴力を全く失い、他耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になつたもの 5脊(せき)柱に著しい変形又は運動障害を残すもの 6一上肢の三大関節中の二関節の用を廃したもの 7一下肢の三大関節中の二関節の用を廃したもの 8一手の五の手指又は母指を含み四の手指を失つたもの	第14級	1一眼の視力が0.1以下になつたもの 2正面視以外で複視を残すもの 3七歯以上に対し歯科補綴(てつ)を加えたもの 4一眼の耳殻の大部分を欠損したもの 5鎖骨・胸骨・肋(ろく)骨・肩胛(こうか)骨又は骨盤骨に著しい変形を残すもの 6一上肢の三大関節中の一関節の機能に障害を残すもの 7一下肢の三大関節中の一関節の機能に障害を残すもの 8長管骨に変形を残すもの 9一手の小指を失つたもの 10一手の示指・中指又は環指の用を廃したもの 11一足の第二の足指を失つたもの、第二の足指を含み二の足指を失つたもの又は第三の足指以下の三の足指を失つたもの 12一足の第一の足指又は他の四の足指の用を廃したもの 13局部に頑固な神経症状を残すもの 14外貌に醜状を残すもの
第7級	1一眼が失明し、他眼の視力が0.6以下になつたもの 2両耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になつたもの 3一眼の聴力を全く失い、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になつたもの 4神経系統の機能又は精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの 5胸部腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの 6一手の母指を含み三の手指を失つたもの又は母指以外の四の手指を失つたもの 7一手の五の手指又は母指を含み四の手指を失つたもの 8一足をリスフラン関節以上で失つたもの 9一上肢に偽関節を残し、著しい障害を残すもの 10一下肢に偽関節を残し、著しい障害を残すもの 11両足の足指の全部の用を廃したもの 12外貌に著しい醜状を残すもの 13両側の睾(こう)丸を失つたもの	第15級	1一眼の視力が0.6以下になつたもの 2正面視以外で複視を残すもの 3一眼に半盲症、視野狭窄(さく)又は視野変状を残すもの 4両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの 5五歯以上に対し歯科補綴(てつ)を加えたもの 6胸部腹部臓器の機能に障害を残すもの 7一手の小指の用を廃したもの 8一手の母指の指骨の一部を失つたもの 9一下肢をセンチメートル以上短縮したもの 10一足の第三の足指以下の二足指を失つたもの 11一足の第二の足指の用を廃したもの、第二の足指を含み二の足指の用を廃したもの又は第三の足指以下の三の足指の用を廃したもの
第8級	1一眼が失明し、又は一眼の視力が0.02以下になつたもの 2脊(せき)柱に運動障害を残すもの 3一手の母指を含み二の手指を失つたもの又は母指以外の三の手指を失つたもの 4一手の母指を含み三の手指の用を廃したもの又は母指以外の四の手指の用を廃したもの 5一下肢を5センチメートル以上短縮したもの 6一上肢の三大関節中の二関節の用を廃したもの 7一下肢の三大関節中の二関節の用を廃したもの 8一上肢に偽関節を残し、著しい障害を残すもの 9一下肢に偽関節を残し、著しい障害を残すもの 10一足の足指の全部の用を廃したもの	第16級	1一眼のまぶたの一部に欠損を残すもの 2三歯以上に対し歯科補綴(てつ)を加えたもの 3一眼の聽力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になつたもの 4上肢の露出面にてひらの大きさの醜いあとを残すもの 5下肢の露出面にてひらの大きさの醜いあとを残すもの 6一手の母指以外の手指の指骨の一部を失つたもの 7一手の母指以外の手指の位節指間関節を屈伸することができなくなつたもの 8一足の第三の足指以下の二足指を失つたもの 9局部に神経症状を残すもの